

# 島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

## 第4回会議 議事要旨

|  |                             |       |       |
|--|-----------------------------|-------|-------|
| 開催日時   | 令和5年8月9日(水) 午後1時30分～午後3時55分 |       |       |
| 開催場所   | 松江地方合同庁舎 島根労働局専用大会議室        |       |       |
| 出席状況   | 公益を代表する委員                   | 出席 3人 | 定数 3人 |
|  | 労働者を代表する委員                  | 出席 3人 | 定数 3人 |
|  | 使用者を代表する委員                  | 出席 3人 | 定数 3人 |
| 主要議題   | 1 金額審議                      |       |       |
| 議 事 要 旨  |                             |       |       |
| <p>1 部会長が、本日の会議は議事録を公開とするが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することを説明した。</p> <p>2 部会長から、前回の労使双方の意見、提示された引上げ額の説明があり、本日の審議方法を検討した結果、公労、公使協議を行うこととなった。</p> <p style="text-align: center;">(公労協議・公使協議)</p> <p>3 部会が再開され、部会長から当初労働者側が52円、使用者側が26円の引上げ額の提示であったところ、公労協議・公使協議において、労働者側が49円、使用者側が40円の引上げ額の再提示があった旨、説明がなされた。</p> <p>4 双方より、引上げ額の再提示がなされたものの、本日の段階で9円の開きがあり、さらに議論が必要と認め、引き続き第5回の専門部会以降において議論を進めることとなった。</p> <p>5 部会長から次回の専門部会を令和5年8月10日木曜日、午後4時30分からこの会場で開催することが伝えられた。</p> <p>6 部会長から、専門部会は公開とするが、率直な意見の交換及び意志決定の中立性が担保される必要がある場合には、以降は非公開とする旨説明し、本日の会議を閉会とした。</p> |                             |       |       |